

2022年、大都市部で宅地が大量発生するとみられている。都市部の農地に求められていた農作業の義務がなくなるからだ。地税に影響を与える制度変更に業者の動きも怠だ。11月中旬、三井ホーム横浜支店は「2022年問題」生産緑地対策セミナーを開いた。5人の地主らは約1時間半、講師の話を聞き入った。

転機の生産緑地

現在の生産緑地制度は、都

市部に農地を残す目的で1992年、主に三大都市圏の市街化区域で始まった。生産緑地の指定を受けると固定資産税の軽減や相続税の納税の猶予といった税制優遇が受けられる代わり、地主は農業を營むことが義務付けられた。指定期から30年たつと、地元

が生産緑地で農業を営む。(納税猶予を受けていたり、過去の会員の男性(58)は父親が生産緑地で農業を営む。(納税猶予を受けていたり、過去

に遡って課税されます」と講師役の税理士から聞き、「父親に納稅の猶予を受けているかを確かめ、今後の対応を考えたい」と話した。

三井ホーム横浜支店は8月からセミナー始めた。相鉄ホールディングスも昨年から建設コンサルタントのオオバ組み、相鉄線沿線の生産緑地の活用を支援する。不動産関係者は、商機を逃さまいといち早く動き始めている。

宅地転用で空き家増?

都市農地覆う2022年問題



特別養護老人ホームの設置が計画されている生産緑地（東京都練馬区）



CURRENT SCOPE

災害避難場所など機能はあれど…税優遇には不公平感も

政府は都市農地の保全のため、生産緑地に関する規制要件(500平方メートル以上)の引き下げや農業目的で貸し出す際の相続税の納稅猶予などを検討している。ただ都市農業はそもそも、広大な土地を使った農業に比べ生産効率が低い。規模を引き下げれば、生産効率はますます悪くなる。都市農業には、都市住民への新鮮な農産物の供給やヒートアイランド現象の緩和で疑問の声もある。清水千弘・日大教授は「生産緑地の農家に新たな恩恵を与えるべきではない。當農が難しい場合は公的の保全機構が管理すべきだ」と話している。

宅地転用で空き家増?

それは無理」と判断した。解除後に賃貸アパートを建て、積水ハウスが一括管理する。

未来像描けるか

さらに、「農業ができずに解除した地主のなかには、早く解除した方が好条件が見込めることも理由の一つになった」人がいる（都内の税理士）。不動産業者や地主が商機を追いかけるほど、都市部で空き家や空き地が増える悪循環に陥る可能性がある。ニッセイ基礎研究所の塙沢誠一郎・准主任研究員は「人口の減少すでに空き家問題が叫ばれており、解消はすでに増えている。地主の死亡や営農が困難などを解消する例が自立していっている。セミナーに参加した横浜市

の会員の男性(58)は父親が生産緑地で農業を営む。(納付金を残さないよう、政府や地元自治体は知恵を問わていざし出ることができる。財政難

本大学の清水千弘教授)のが現在の制度だ。その結果、生産緑地以外の都市農地は宅地化で減少してきたが、生産緑地はおおむね農地として残すことができた。ただ、ここにきて税制優遇で残してきた「ゾケ」が一気に回ってくる」と懸念する声が多い。

その一方で、不動産コンサルタントの長嶋修氏は「空き家の発生するリスクがある半面、今後、場所によっては福祉施設の用地の確保など地域的にどうして、チャンスにもなりうる」との見方を示す。実際、有効活用に動く自治体も出てきた。東京都練馬区は解除を望む地主に対し、特体も出でてきた。別養護老人ホームをつくるため、社会福祉法人などを貸し出すことを提案している。

どんな街の未来像を描き、大量に出回る土地をいかに有効活用していくか。将来に禍根を残さないよう、政府や地元自治体は知恵を問わていざし出 때문이다。